

## 狩猟入林者の注意事項

- ◎ 狩猟入林者は、事前に入林禁止区域の確認を必ず行うとともに、下記事項を厳守して下さい。
1. 入林の際は必ず狩猟入林承認証を携帯して下さい。
  2. 車両で入林する場合は、狩猟入林承認証（コピーして住所と電話番号は消してもかまいません）をダッシュボードの見やすいところに表示してください。
  3. 上記1・2について、貼付または表示していない場合は無断入林と見なし、下山させることがありますので、十分注意して下さい。  
また、警告を受けた場合は、その場を速やかに退去して下さい。
  4. 国有林内での「野営」または「たき火」は絶対にしないで下さい。
  5. 「空薬きょう」、食事後の「ゴミ」等は必ず持ち帰って下さい。
  6. 立木や標識類を的にした発砲は絶対にしないで下さい。
  7. 猟場で獲物を解体するときは、川縁や道路脇を避け、死骸は林内に放置することなく必ず持ち帰って下さい。
  8. 狩猟可能区域（期間）であっても、臨時の業務入林を認めていますので、臨時入林している看板が設置してある箇所への入林は禁止します。
  9. 銃猟禁止区域図の中で、全期間、前期間及び後期間入林禁止区域については、土曜日と祝日を除き日曜日のみ狩猟することができます。  
また、年末年始（12月29日～1月3日）については、全ての入林禁止区域が解禁となります。  
ただし、狩猟期間中年末年始を含めて、日曜日も入林禁止としている林班がありますので、交付した「銃猟入林禁止区域図」をよく確認して入林して下さい。
  10. 日曜日、又は年末年始でも臨時入林している場合があり、その際には臨時入林の看板を設置し入林していますので、入林を禁止します。
  11. 下記の事項を厳守しない入林者については、入林承認を取り消すので承知して下さい。
    - ① 「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」に違反した者。
    - ② 森林管理署職員の指示に従わない者。
    - ③ 立入禁止区域内への立入及び発砲した者。
    - ④ 林道沿線で発砲した者。
    - ⑤ スノーモービル（雪上車を含む）により国有林内に乗り入れた者。
    - ⑥ 狩猟入林者の注意事項及び林道通行上の注意事項を守らない者。
    - ⑦ 入林承認証のコピーを他人に渡したり、または不正に使用した者。
  12. 当署事業の都合上、入林禁止区域及び期間の変更をする場合があります。その場合は林道等入り口及び、事業実施箇所手前に周知看板を設置しますので、その指示に従って下さい。
  13. 林内には多数の入林者がいることを常に念頭に置いて、獲物の確認を確実にし、誤射等の事故のないよう徹底して下さい。
  14. 事故等があった場合は、速やかに警察署及び森林管理署または最寄りの森林事務所に連絡して下さい。

空知森林管理署長

# 林道通行上の注意事項

※ 一部林道は車両乗入れを禁止しています。また、事業実行上の安全確保から通行禁止にしている林道へも事業者以外車両の乗入れは禁止となっています。

◎ 車両による林道通行者は、下記事項を厳守してください。

1. 林道は幅が狭く一車線であり、カーブ、起伏、対向車との交叉があるのでスピードを落とし、ライトをつけて安全運転して下さい。なお、林道内の制限速度は全ての林道で時速30キロメートルとなっています。
2. カーブでは徐行運転に徹し、必ずクラクションを鳴らすこと等により衝突の未然防止を図り安全通行して下さい。
3. 林道上の駐車は厳禁とし、車両通行の円滑化を図ること。  
駐車する場合は絶対に他の車両の通行を妨げないよう待避所や車廻し、又は脇道等に駐車して下さい。
4. ゲートで通行止めの表示のある林道、除雪を行っていない林道には車両を乗り入れないで下さい。林道上での事故の責任は一切負いません。
5. 路体の決壊や崩土等によりテープ等で通行止めの表示をしている箇所へは立ち入らないで下さい。また、仮に表示がない場合でも危険と判断される箇所は無理をして通行しないで下さい。林道上での事故の責任は一切負いません。
6. 当署以外の官公署等の規制により、当署管理以外の鍵で施錠している箇所については、当署で立入の許可は出来ません（基本的には立入出来ません）。
7. ゲート及び施設物等を破損した入林者は法律によって罰せられます。
8. 林道は災害等により通行できなくなる場合がありますので、森林管理署職員等の指示に従って下さい。なお、現状でも決壊等により通行の出来ない箇所が多数ありますので、無理をして通行しないで下さい。
9. スノーモービル（雪上車を含む）の乗り入れは禁止。
10. ゲート開閉の都度、必ず施錠して下さい。
11. 入林承認の際にお知らせした錠の解除番号は、事前に通知が無く変更することがありますので、その際は森林管理署にお問い合わせください。

## 《連絡先》

名 称	住 所	電 話 番 号
空知森林管理署	岩見沢市3条東17丁目34	0126-22-1940
岩見沢森林事務所	岩見沢市3条東17丁目34	0126-22-1694
由仁森林事務所	夕張郡由仁町中央131	0123-83-2200
幾春別森林事務所	岩見沢市3条東17丁目34	0126-22-1694
紅葉山合同森林事務所	夕張市紅葉山国有地	0123-58-2120
夕張合同森林事務所	夕張市千代田5	0123-56-5211
芦別合同森林事務所	芦別市上芦別町176	0124-22-2374
上芦別合同森林事務所	芦別市上芦別町176	0124-22-5700

## 空知森林管理署長

## 狩猟目的で入林される皆様へ

### ○空知森林管理署

・狩猟可能な林道ゲート番号は、全道一括説明会で承認を受けた者には周知済みの番号です。空知署に申請に来られる方には署でお知らせします。

・法規制区域、スキー場等については日曜日も銃猟入林禁止としていますので、図面及び現地看板を必ず確認していただき入林してください。

岩見沢地区：1～5、12～16、41、48、101、104～116、165、170、203～205、208

夕張地区：1001～1004、1270、1271、1301、1402、1403、2031～2039、2473、2516～2536、2538～2539、2474、2476、2477～2483、2486～2489

芦別地区：3013、3034、3091～3095、3100、3101、3109～3114、3119、3120、3122～3125、3130、3165～3168、3171～3173、3210、3256、3257、3260、4001、4002、4016～4023、4132～4135、4139、4366～4368、4371、4460～4462、4464、4465、4480～4482、4487、4491、4492 林班

・林道等で×のついた箇所は決壊等で通行できませんので注意してください。

平成28年8月31日

空知森林管理署長 様

夕張市長 鈴木 直道

狩猟期間中における市道奥鹿島線通行可能期間の周知について（お願い）

ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、狩猟に関する合同説明会等の場において、下記について広くご周知くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

- ・狩猟で国有林に入林するため、市道奥鹿島線の通行を希望する場合は、事前に夕張市建設農林課都市計画土木係と協議してください。
- ・道路使用協議の際は、狩猟入林承認証（氏名の記載あるもの）の写しを資料として提出して下さい。
- ・市道奥鹿島線の狩猟期間中の通行可能期間は、毎年10月1日から11月30日までとなります。
- ・注意事項  
本市道は、幅員が狭いため、通行の際には、すれ違う車両にご注意ください。  
橋上の待避所は、車両がすれ違うための空間で、駐車場所ではありません。  
橋上での駐・停車は、通行の妨げとなるので出来ません。  
大型車両の転回場所は、ありません。  
また、本市道を工事車両も通行しますので、ご注意ください。

（夕張市建設農林課都市計画土木係）

（電話 0123-52-3159）